

〔開会の宣告〕

遠藤洋路 教育長

令和3年3月定例教育委員会会議を開会いたします。

〔会議の成立〕

遠藤洋路 教育長

本日は、私の他4人の委員が出席しておりますので、この会議は成立しております。

会議録署名人は、泉委員と出川委員とします。

〔公開の審議〕

遠藤洋路 教育長

本日の会議の内容につきましては、会議日程のとおりですが、通知しておりました案件のうち、議第19号 熊本市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正については、取り下げしております。

また、招集通知後に追加で協議をお願いしたい案件が発生したため案件を追加しております。

当該案件は、議第29号 第2次熊本市特別支援教育推進計画の策定についてです。

日程第1 前回会議録等承認

遠藤洋路 教育長

2月25日開催の令和3年2月定例教育委員会会議録、3月19日開催の令和3年第2回臨時教育委員会会議録を各委員のお手元に配布しております。この会議録等を承認することに、ご異議はありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、前回会議録等を承認することに決定します。

日程第2 事務局報告

(1) 事業・行事等報告について

○ 前回定例会議(R3.2.25)以降の事業・行事報告

○ 今後の予定

遠藤洋路 教育長

会議の都合により、審議の順番を一部変更します。「日程第5報告」に入ります。

日程第5 報告

・報告(5) 令和元年7月の埋蔵文化財発掘調査中に発生した死亡事故に伴う市職員の処分について

《北野伊織 文化財課長 報告》

日程第3 議事

遠藤洋路 教育長

本日は、教育委員会以外の所管になっているところを先に行いたいと思いますので、日程第3 議事のうち「議第28号 熊本市細川刑部邸条例施行規則の一部改正について」を行います。

・議第28号 熊本市細川刑部邸条例施行規則の一部改正について

《岩山誠二 熊本城総合事務所副所長 提出理由説明》

西山忠男 委員

熊本市内の小中学生に対する割引はあるのでしょうか。

岩山誠二 熊本城総合事務所副所長

熊本市内の小学生に関しては割引があります。全員身分証明というか名札とかそういうのがあれば割引をしている状況でございます。

西山忠男 委員

中学生はないんですか。

岩山誠二 熊本城総合事務所副所長

中学生もあります。ちなみになんですが、北九州市、福岡市、鹿児島市、4市と連携を組んでるものですから、その4市の小中学生に関しては同じ扱いというかたちを取らせていただいている状況でございます。

遠藤洋路 教育長

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。
では、他にご発言がなければ、採決を行います。
議第28号について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

遠藤洋路 教育長

異議なしと認めます。
議第28号 熊本市旧細川刑部邸条例施行規則の一部改正に

については、原案のとおり決定いたします。

[採決] 【原案どおり承認された】

・議第20号 熊本市立図書館設置条例施行規則の一部改正について

《福島慎一 教育政策課長 提出理由説明》

西山忠男 委員

先ほどと関連しますけど、これまでの館長補佐では務められないほど職務が多くなってきたので副館長を置くという理解でよろしいのでしょうか。

福島慎一 教育政策課長

熊本市立図書館につきましては、業務が多忙になりまして、管理職1名では業務が少し滞るということで、管理職を1名増やしたものでございます。青少年教育課につきましては、これまで事務職が課長でございましたが、今度は学校からの職員が課長となりますので、これまで教育審議員であった者を副課長に変えるということでございます。

西山忠男 委員

分かりました。

遠藤洋路 教育長

他にご発言はありませんか。
他にご発言がないようでしたら、採決を行います。
議第20号について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。
議第20号 熊本市立図書館設置条例施行規則の一部改正については、原案のとおり、決定いたします。

[採決] 【原案どおり承認された】

・議第21号 第2期学校改革！教職員の時間創造プログラム（案）について

《濱洲義昭 学校改革推進課長 提出理由説明》

西山忠男 委員

先月の会議のときに、私が特別支援教育担当者に対する配慮はなされているのでしょうかということをお尋ねしたと思いますけれども、そのことはこのプログラムで新たに何か盛り込まれるということはないのでしょうか。

濱洲義昭 学校改革推進課長

先月の会議でご意見をいただきましたが、このプログラムには入っておりません。実際来年度からまた学校の現場も入ったプロジェクト会議において、今小中学校のメンバーがメインですけれども、特別支援学校だけではなくて、例えば高校ですとか幼稚園、専門学校あたりもありますので、少しまたメンバーも考えようかと思っております、その特別なところも意見を聞くとか、そういったことも今考えてはおります。

遠藤洋路 教育長

小中学校以外の人をメンバーに加えて改めて検討するということですね。

濱洲義昭 学校改革推進課長

まだ決めておりませんが、今までが全部小中学校のメンバーですので、他の校種からも意見を聞くことができるのではないかというふうに考えております。

遠藤洋路 教育長

西山委員、よろしいですか。

西山忠男 委員

結構です。

遠藤洋路 教育長

他にはありませんか。
では、前回と案は変わっていないということで。
ということで、他にご発言がないようでしたら、採決を行います。
議第21号について、ご承認いただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

遠藤洋路 教育長	ご異議なしと認めます。 議第21号 第2期学校改革!教職員の時間創造プログラム(案)については、原案のとおり決定いたします。
[採決] 【原案どおり承認された】	
・議第22号 校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドライン(案)について 《濱洲義昭 学校改革推進課長 提出理由説明》	
西山忠男 委員	4ページの赤で追加された文章の最後ですが、「校長は、協議の結果と異なる決定をする場合は」とありますけれども、ということは、最終的な校則の決定権は校長にあるという理解でよろしいですか。
濱洲義昭 学校改革推進課長	お見込みのとおりでございます。
西山忠男 委員	そのことは、どこかに明記してありますか。
濱洲義昭 学校改革推進課長	次の5ページの必要かつ合理的な範囲で制定されることについてということの、最初の5行目のほうでは、生徒指導提要の中から引用しているところですが、2行目の後段ぐらいから、校則を制定する権限は学校長であるということは明記しております。
西山忠男 委員	分かりました。
遠藤洋路 教育長	次の議案の管理運営規則にも書いてあると思いますので、問題はないかなと思います。 他にはいかがですか。
小屋松徹彦 委員	一点確認なんですけれども、3ページの本ガイドラインにおける「校則」の定義ということで書いてありますが、前回広聴事業でお話を聞いたときに、明文化されていないけれども、慣例的にずっと踏襲されて決まりみたいになってることがあるということが生徒の中から出てきましたけど、この校則の中に明文

	<p>化されていないそういった慣例的にといいますか、今まで取ってこられた決まりみたいなものも含めて見直しというふうを考えてよろしいでしょうか。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>小屋松委員のおっしゃるとおりです。明文化されていないものでルール化されているもので、位置付ける必要があるものについては、皆さんで話し合っていたらこうと思っております。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>はい。小屋松委員、よろしいですか。 明文化されていないものはどうやって議論するのでしょうか。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>この仕組の中でいろんな事柄が挙がってくると思います。ここに明示したような優先的に必ず配慮しなきゃいけないものであったりとか、合理的じゃないものだというものもあると思いますけれども、その他、最初に例えばアンケートを取るときに、このようなものはきちんとルール化するべきじゃないかとか、そういった意見が挙がってくるのではないかというふうに予想しております。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>この見直しの仕組の中で議題として挙がってくる、問題提起がされる、そういうことですね。分かりました。</p>
<p>泉薫子 委員</p>	<p>校則の見直しについては、出来てきた校則を見ることでその結果を把握することができると思うんですけども、生徒指導のあり方の見直しについては、そのチェック機能というのが明確ではないと思われまして、これについてどのような改善がなされたのか、またはそういう取組がなされたのかなどもチェックしていく方法なども考えていただけたらなと考えています。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>資料の7ページ目辺り、(5)の生徒指導のあり方の見直し、その一番最初にお見せしたガイドライン案の中では、今、泉委員がおっしゃいました生徒指導のあり方の見直しがきちんと進んでいるかという評価といいますか確認をしていくためにチェックリストというのを付けておまして、学校と協議をする中で、ちょっとここまで行き過ぎなんじゃないかというふうな話もありましたものですから、それは引っ込めたんですけども。まずはこの7ページに示した3機能がどう生かされるか、そも</p>

	<p>そもどのような機能なのか。今回の見直しの中での具体的な行動にどう繋いでいくか、そういったものを参考にさせていただきながら進めていくのかなというふうに見ております。おっしゃいますとおり、段階で何か計れるものがあるかどうかというのは見ていかなくちやいけないと思います。まだ具体的には考えておりませんが、来年度以降進み具合を見ながら考えていこうかなと思っています。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>運用しながら少し方向を考えていくと。 他にはどうですか。 私からいくつか質問です。5ページの必要かつ合理的な範囲内で制定されることについてということで、①から④まで挙げられていますけれども。最近言われている体育授業のときに肌着を着ちゃいけないとか、あるいは前から言われている下着の色、白に限るとか、そういう規定はこれというどこに該当するのでしょうか。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>これでいきますと、下の④になるかと理解しております。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>それは、それぞれの学校で意見を聞いてくださいということですか。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>おっしゃるとおりです。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>今回スポーツ庁でしたっけ、肌着禁止は止めてくださいというようなそういう方針を出したように思ってるんですけども、これであると④だけでも、それぞれの学校で決めてくださいということ、必ずしもだめだというふうにはなっていないわけです。それに関して熊本市としてはだめですよというのではなくて、それぞれの学校にお任せしますということによろしいのでしょうか。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>この件につきましては、さっき教育長が案内されたスポーツ庁の通知を受けて、指導課のほうで学校に通知を出されています。その中の通知を見ますと、体育の授業における肌着の取扱いについて、社会通念に照らして必要かつ合理的なものになっているかと、児童の心情や保護者の意見を尊重したものになっているかどうかなどの点検を行って、適切でないかと判断すると</p>

	<p>きは必要な見直しを行うようにというような通知を出していただいています。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>つまりそれはそれぞれの学校で決めてくれよと、そういうことですかね。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>通知の趣旨はそういうことです。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>では、仮にこの①から③に入っていないもので、諸々の状況の変化によって、それは止めてくださいということを行わなければいけない場合は、どう扱ったらいいんでしょう。このガイドラインを自ずと改訂するということになるのか、それともこれとは別に通知を出すのか、この扱いはいかがですか。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>前回の議論の中でも、これを1回ガイドライン事項と教育委員会会議の議決としてしまうときに、細かい変更が出たときにいちいち議決を求めるのかという話があったかと思います。今回のこのガイドラインには一応、先ほどおっしゃいましたような統一的に出てくるところはQ&Aのようなかたちで、追加で出したり、別途通知を出すとか、そういった方法で対応することを念頭に置いています。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>ただ、①から③に該当しない限りは、それぞれの学校で判断してくださいという扱いにならざるを得ないと思うんですけど。Q&Aをつくっても、でもそれは①から③でないものはそれぞれの学校でやっていく、原則は変わらないと。それ以外のものについて特に禁止したいということがあれば、このガイドラインを改訂するということになる。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>おっしゃいますとおり、このガイドラインに追記する必要が出てきます。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>分かりました。今回の肌着に関しては、ここに追記する必要はないと。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>現行、今現時点で当課としてはまだ協議をしておりませんが、指導課と相談をしながらこの通知後の運用なども見ながら検討していくことになるかと思います。</p>

<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>肌着はこの③の健康上の問題を生じさせる恐れがある規定とは違うんですか。禁止の理由によるんだと。下着の色だったら、色によって健康上の問題はないでしょうから、④になるんでしょうけれども。肌着を着けないというのは、そういう色の違いとは違うので、おそらく機能上の問題があるんじゃないかというふうに思うんですけど。ここはいかがですか。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>そうですね、今の肌着の運用とこの人権上の観点というのをどう見るかということがありますので、ちょっと答えを持ち合わせておりませんが、そうですね、まだ判断をさせていただければ。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>分かりました。今さら言うのもあれなんですけど、健康上と書いてありますが、健康だけじゃない、安全上の問題とかいうこともあり得るかもしれませんね。健康上だけではいいのか。健康又は安全というふうにした方がいいんですかね。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>健康上で想定していたものは、特に制服の選択ができない、例えば年がら年中男の子は半ズボンで過ごすとか、そういったことを頭に置いておりましたが、安全という観点での今の現行の校則の中にどういったものがあるかどうかというのがパッと思いつきません。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>よく言われるのは、名札ですね。名札を付けなきゃいけないというのは子どもの安全上問題があるんじゃないか。だから学校に来てから付けるようにしている。こういう登下校中の安全ですよ。そういう意見も聞いたことがあるので、参考に。それは健康ではない、安全上の理由と言えるのかなと思います。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>確かにご指摘の点は理解はできますけれども、一応この①、②、③で想定しているのは、人権の制限に関わるものをメインにというふうに考えておりますので、名札についてここに当てはまるのか、安全という面の中で名札がここに当てはまるかどうかというのはちょっとどうかというふうには思います。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>では、人権上の問題という括りで①から③があるわけですね。あと、すみません、もう1つ私からの質問は、4ページにあ</p>

	<p>る見直しの場をつくるというふうになっていますが、これは学校の教育課程の中ではどこに位置付ける活動になるのかということについて、お考えがあれば。私個人的には、例えば総合的な学習の時間だったり、特別学校行事だったり、そういう教育課程の中で位置付けてこれを行うということもできると思いますが、教育課程外の活動として行うこともできると考えております。それについて教育委員会としての考え方というのはあるのでしょうか。</p>
松島孝司 学校教育部長	<p>教育委員会として、まだそこまでしっかり議論はしておりません。ただ、教育長がおっしゃったように、様々な場面で目的をどうするかによってどのような扱いでも柔軟な対応ができると思っております。できれば特別活動という位置付けで、学校行事でも生徒会活動ということでも構いませんので、何らかのかたちで教育課程上に位置付けることが望ましいのではないかと認識しています。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>その辺の考え方というのは今、学校の中では大丈夫ですか。それぞれにやってもらえば問題ない。</p>
松島孝司 学校教育部長	<p>その辺の考え方については学校に投げかけが必要と認識しております。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>分かりました。では、このガイドラインには特に書かないけれども、学校とそれについては議論するということで。</p>
松島孝司 学校教育部長	<p>そこは学校改革あるいは指導課とも相談しながら、どのようなかたちで投げかけるか、検討を進めてまいります。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>分かりました。趣旨としては、もちろん学校というのは民主主義を覚えるという非常に学校の大事な役割というのがあると思います。本来教育課程の中でやってほしいということが1つと、もう1つは、これを教育課程の中に入れなくなると、さらに学校の負担が増えるというか、時間が増える状況になると思いますから、できるだけそうならないようにしてほしいなということ。特別活動の時間数の中でやるか総合学習の中でやるのか、そういった方法を取ってもらわないと、他の活動との兼ね合いもあるでしょうけれども、総時間数が増えるのかなというふうに思います。</p>

<p>西山忠男 委員</p>	<p>先ほどの校長の決定権のところの文章なんですけれども、この全体を眺めると、やはりみんなで協議して決めましょうという流れになってるんですかね。だけれども、この文章は、校長が協議の結果と異なる決定をする場合はと書いてあって、何となく違和感を覚えるわけですよ。ですから、ここに校長は基本的には協議での結果を尊重するものとするが、と一文を入れていただければ、全体の流れの中でよく理解できるんですよ。基本的には尊重するんだけど、何らかの理由によって異なる決定をせざるを得ない場合があると思います、確かに。そのときは説明してくださいという文章になっていれば、全体の流れがスムーズに理解できるんですけれども、いかがでしょうか。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>ご指摘のとおりだと思います。今の点を踏まえて少し記述を考えたいと思います。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>確かに協議したことと全然関係ないことも決定してもしようがないですから、それは確かにそうですね。協議を踏まえて。これはでも、濱洲課長、この後採決するんですけれども、修文はどうしますか。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>すみません、この場でやっていいものかとは、後でやってもいいものか判断が付きません。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>では、後でもう1回採決しなきゃいけないという。次回。</p>
<p>濱洲義昭 学校改革推進課長</p>	<p>この場でお願いしたいと思います。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>では、この「校長は、協議での結果と異なる決定をする場合は」というこの前に。</p>
<p>西山忠男 委員</p>	<p>「校長は、基本的に協議での結果を尊重するものとするが」、を入れる。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>「校長は、基本的に協議での結果を尊重するものとするが」。協議「の」結果ですかね。 「協議の結果を尊重するものとするが、協議の結果と異なる決定をする場合は」、ということよろしいでしょうか。</p>

	<p>事務局、他に。担当課長以外の方もそれでいいですか。部長はいいですか。</p>
岩瀬勝二 教育次長兼教育総務部長	<p>「基本的に」という言葉が入っていますでしょうか。</p>
西山忠男 委員	<p>はい。</p>
岩瀬勝二 教育次長兼教育総務部長	<p>「基本的に」という言葉が必要ですかね。「校長は、協議の結果を尊重するものとするが、協議の結果と異なる決定をする」という「基本的に」という言葉が必要かどうか検討いただければと思います。</p>
西山忠男 委員	<p>「基本的に」と入れたのは、それが基本ですよというふうなことですよね。協議させるわけですから、協議して出てきた結果は基本的には尊重するんだけど、どうしても校長として受け入れられない場合には、それと異なる判断を校長の責任においてします。そのときには、でも説明してくださいねという文章のほうがいいんじゃないかと思ったわけです。「基本的に」がなければもう絶対尊重しなさいというような意味に取れてしまうので、あくまでも例外はあるんですよというニュアンスを含めるために「基本的に」を付けているわけです。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>尊重するというのは例外なくそのとおりにするという意味ではなくて、今西山委員がおっしゃったように、基本的にはそれをそのとおりにするんだけど、理由があればそうじゃなくてもいいですよというのが、尊重すること自体の言葉の意味だとは思いますが。</p>
西山忠男 委員	<p>「基本的に」はそれを強調している、補っているというニュアンスです。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>まあそうですね、あるいは「協議の結果を尊重することを基本とするが」。</p>
西山忠男 委員	<p>それでもいいです。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>「基本的に」という言葉は確かに、「基本的に」って何に対して言っているのかちょっと分かりにくいところがあるかなと思</p>

西山忠男 委員

いますので、もし基本という言葉を生かすのであれば、「協議の結果を尊重することを基本とするが」。

結構です。

岩瀬勝二 教育次長兼
教育総務部長

今の修正で事務局としてはいいかと思います。

遠藤洋路 教育長

では、そこはそのように修文をするということにしましょう。他にありますか。よろしいですか。

では、他にご発言がなければ、採決を行います。

議第23号について、ただ今ありました4ページの「校長は、協議での結果と異なる決定をする場合は」という部分を、「校長は、協議の結果を尊重することを基本とするが、協議での結果と異なる決定をする場合は」ということで、「協議の結果を尊重することを基本とするが」という1つ文言を加えるという案でご承認をいただくことにご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。

大変失礼しました、議第22号でしたね。議第22号 校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドライン(案)については、先ほどの修文を入れたうえで決定したいと思います。

さっき第23号と言いましたが、22号で、よろしいですか。もう一度念のために。

では、議第22号は修文案のとおり決定します。

〔採決〕 【承認された】

・議第23号 熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

《大江剛 指導課長 提出理由説明》

遠藤洋路 教育長

ここで校則等のあり方は、校長が制定するという事ははっきりしたと思いますが、この次に、制定または改廃にこの教職

小屋松徹彦 委員

員、児童生徒及び保護者を参画させるということですね。特にご発言ありませんか。

先ほど議員さんからの提案が出されていたという、地域の学校評議員さんはこれでよろしかったのでしょうか。

遠藤洋路 教育長

何かございますか。

濱洲義昭 学校改革推進
課長

小屋松委員がおっしゃいましたとおり、ここに入れるかどうかを1回考えたんですけども、規則のこの3者、教職員、児童生徒、保護者は当事者ということで最低限の方を入れるというかたちにしてありますので、地域の方についてはガイドラインで加えても構わないというふうなかたちにしました。

遠藤洋路 教育長

ここに書いてある人は必ず入れなきゃいけないけれども、それ以外の人を入れちゃいけないというわけじゃないと。

小屋松委員、よろしいですか。

他にはよろしいですか。

他にご発言がなければ、採決を行います。

議第23号について、ご承認いただくことにご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。

議第23号 熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正については、原案のとおり、決定いたします。

〔採決〕 【原案どおり承認された】

・議第24号 熊本市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正について

《大江剛 指導課長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

・議第25号 熊本市立高等学校学則の一部改正について

《大江剛 指導課長 提出理由説明》

西山忠男 委員

この改正理由については理解いたしました。学習指導要領によって総合的な学習が総合的な探究に変わることによって、具体的には何がどう変わるんでしょう。それに対して学校側はどのような対応をしなければならないのかということをお教えください。

南弘一 千原台高等学校
校長

これまでも総合的な学習の時間ということで、環境やいわゆるSDGsに関連するようなことは学習の中身として行ってきましたが、探究の時間となっていることで、さらに生徒たちが自ら、探究ですので、探って研究を深めるということで、自分たちの発案でフィールドワークに出たりとか、地域に出かけて行ったりとか、そういったことをやっていくという方向により進むというふうに考えております。

具体例を1つ挙げさせていただきますと、本校では、千原台高校の名前の由来に千原桜というものがございます。皆さんもご承知かと思いますが、花びらの枚数が8枚ございまして、白色の花を咲かせます。この千原桜をもっと世界に広げたいということで、生徒が今自ら千原桜のことを調べたり、そしてそれをSNS等で発信をしたり、今度の日曜日は、保存会の皆さんと一緒に地域の千原桜を見てもらって、そして某お菓子会社と提携をさせていただいて、千原桜のモチーフの和菓子を作成しておりますので、それを販売して地域の方に召し上がっていただくというような活動を今繰り広げております。先取りして探究の時間ということで、現場では生徒たちも総合的な学習より探究、探究というふうに呼んで積極的に活動をしているところでございます。

以上です。

西山忠男 委員

大変よく分かりました。ありがとうございました。

私の感想では、学習が探究に変わると、やはり先生の指導力がより問われることになると思うんですね。良いテーマを見つけるといことが一番大切で、テーマを見つけて、それに向かって探究させていくという活動ですから。だから、教員の資

	質の向上というのもやはり大切な課題になるんじゃないかなという感想を持ちました。ありがとうございました。
遠藤洋路 教育長	必由館高校は。
城野実 必由館高等学校 校長	今年度ずっと探究学習をやっているんですが、やっぱり今西山委員がおっしゃったように、先生の力量の差がありまして、それを3月に某会社の探究の教材を来年度共通で入れて、それを使いながら、そのオンラインの動画とかそれを活用しながら先生方の力も上げていきたいと思っております。
西山忠男 委員	やはり探究ですから、主体的な活動になると思いますので、そのときに博物館とか図書館を活用して、協力しながらそういう探究活動に役立てていくということも考えていただければなと。その辺、博物館長とかいらっしゃるんですけども、お考えいかがでしょう、協力していただけるのでしょうか。
田端文一 博物館長	そういうご提案があれば、ぜひ協力したいと思います。
遠藤洋路 教育長	指導課は特に、大丈夫ですか。よろしいですか。
森江一史 教育センター 所長	総合的な学習の時間、また総合的な探究の時間の研修を担当しています教育センターでございます。文科省から出ております資料によりますと、小中学校が総合的な学習の時間と呼んでいるのに対して、高等学校から総合的な探究の時間というふうに、学習を探究に変えたその違いを次のように説明してございます。総合的な学習の時間においては、総合的な学習の時間で扱う課題の解決を通して、自己の生き方を考えるという時間である。それに対して、総合的な探究の時間、高等学校においては、その時間の課題解決と自己の生き方を一体として取り上げるという、その違いを解説書では説明してございますので、今後小中学校で取り組んだ子どもたちが高等学校につなげていく、そのあたりの発展的な扱いも研修の中で十分やっていくというふうに考えているところでございます。
遠藤洋路 教育長	なかなか難しい違いですね。聞いたら余計。 自己に向けて、自己の生き方、そういうことですね。やったことを自分の生き方に活かしていくというところがかなりそれ

<p>森江一史 教育センター 所長</p>	<p>までの小中学校の問題よりも発展的であるということですかね。</p> <p>こちらの認識としましては、学びが即自分の生き方に繋がるというところがやはり高等学校の段階では必要になってくるとい、その学ぶ、課題を解決することがそのまま生きて働く力になるということを目指すという違いを意識するということで指導を変えていく必要があるかなと思っております。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>よろしいですか。両校長にいきなり振ってすみませんでした。よく分かりました。ありがとうございました。</p>
<p>小屋松徹彦 委員</p>	<p>最終的に確認ですけれども、高等学校においては今まで総合的な学習の時間と言っていたものを総合的な探究の時間というふうに入れ替えるということではよろしいですね。</p> <p>それでは、ちょっと改正案の10条の2項、ここは2回出てくるんですが、前のほうの、「生徒が総合的な学習の時間において」のところは変更しなくてもいいですか。第10条の2項。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>ここは抜けてるということですかね。これは指導課が担当して。</p>
<p>大江剛 指導課長</p>	<p>申し訳ございません。ちょっと漏れているところがありました。ありがとうございます。訂正いたします。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>じゃあ、これは学習じゃなくて探究に変えるということですかね。他にはない。</p> <p>では、そこは修正。</p> <p>他にはいかがですか。後はご意見よろしいですか。</p> <p>では、他にご発言がなければ、採決を行います。</p> <p>議第25号について、ただ今、修正がありましたように、第10条第2項、「校長は、生徒が総合的な学習の時間において」とあるのを、「校長は、生徒が総合的な探究の時間において」と修正したうえでご承認いただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。

議第25号 熊本市立高等学校学則の一部改正については、修正案のとおり、決定いたします。

[採決] 【承認された】

・議第27号 熊本市立幼稚園において特定教育・保育を受けた場合の利用者負担額を定めた規則の一部改正について

《大江剛 指導課長 提出理由説明》

遠藤洋路 教育長

すみません、いまいち何がどうか分からなかったもので、もう1回説明していただけますか。

大江剛 指導課長

令和2年に地方税法が改正されまして、これまでひとり親につきましては、寡婦控除と同じくみなされるということで規定されていたんですけども、税法の改正によりまして、未婚のひとり親も控除の対象として創設されたということになりましたので、これまでみなしで適用していた規定が必要なくなったということで削除するというございます。

遠藤洋路 教育長

分かりました。制度が変わってみなしがなくなったということ。だから、そのみなしに関する規定を削除しますということですけども。

他にはよろしいですか。

では、他にご発言がなければ、採決を行います。

議第27号について、ご承認いただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。

議第27号 熊本市立幼稚園において特定教育・保育を受けた場合の利用者負担額を定める規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

[採決] 【原案どおり承認された】

・議第29号 第2次熊本市特別支援教育推進計画について

《若杉敏郎 特別支援教育室長 提出理由説明》

遠藤洋路 教育長

では、本件についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

西山忠男 委員

以前もお尋ねしたような記憶があるんですけども、9ページの教職員の専門性の向上というところで、特別支援学級担当教員のうち特別支援学校教諭免許を保有する者の割合を向上させるという目標でございますね。この目標の達成のためには、何かインセンティブを与えてやらないと、なかなかこの忙しい日々の業務の中で免許取ろうという気持ちにならないんじゃないかということをお話ししたような記憶があるんですけども。この点もう一度お尋ねしたいんですけども、何かいい方策はないでしょうか。

若杉敏郎 特別支援教育室長

以前もこのご意見をいただきまして、ご指摘のとおり、このことにつきましては免許を保有することはとても重要だと考えております。それに対してしっかり前向きになるようなことを考えてほしいというご指摘だと思っておりますけれども。まずはあまり負担にならないよう、熊本大学と協議を行って、単位があまり長期間にならないような日程で取れるよう工夫を行っています。また、それにおきます費用につきましても、県もそうですけれども、負担を教育委員会で行って、それに対する取りやすさということを整備している状況はあります。それをしっかり職員が伝えて、重要性も伝えて、前向きになるような啓発も行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

西山忠男 委員

私はちょっと教員の気持ちがよく分からないのでお尋ねするんですけども、免許を取らなきゃいけないというモチベーションが生まれるものなんじゃないかな。そこが大事だと思うんですよ。どうしたらそのモチベーションが持てるのかというこ

<p>若杉敏郎 特別支援教育 室長</p>	<p>となんですけれども、いかがでしょうか。</p> <p>免許を取るということは、車の免許のようにこの免許がないと運転ができないとか、そういうことももちろんあるのかもしれないんですけれども、教育の中ではそれよりも子どもたちの実態がある中で、やはり目の前にした子どもの中には、特別支援教育の視点による指導が必要ということを実感している教員はたくさんいると思います。そこで、この子にとってどのような指導ができるのか日々の実践の中で教員は毎日教材研究をしながら、格闘しながらやっていく中で、やはり長期の夏季休業等を利用したこういう免許取得の場は、教員としても指導力を向上するためには重要だと思っておりますので、その辺も含めて啓発を行いながら、子どもたち一人一人の教育ニーズに合った指導ができるような教職員をみんなで育てていければと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>よろしかったでしょうかね。</p> <p>他にご意見、ご質問ありますか。</p> <p>他になければ、採決を行います。</p> <p>議第29号について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議第29号 第2次熊本市特別支援教育推進計画の策定については、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>[採決] 【原案どおり承認された】</p>	
<p>・議第27号 補足</p>	<p>熊本市立幼稚園において特定教育・保育を受けた場合の利用者負担額を定める規則の一部改正について</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>非常に恐縮ですけれども、一旦前に戻って、議第27号の熊本市立幼稚園において特定教育・保育を受けた場合の利用者負</p>

担額を定める規則の一部改正についてなんですけれども、この資料の1ページを見ると、(3)の項目を削除するというふうになっています。新旧対照表を見ると、(3)を削除したうえ、(4)を(3)にして、(5)を(4)にするというふうに項のかけ書きが1つずつ繰り上がることになっているんですけれども、これはこの改正案では書いてないです。なので、ここは自動的に繰り上がるということよろしいんですかね。

普通なら(3)を残すなら(3)で削除として、(4)(5)はそのままか、(4)を(3)に、(5)を(4)に繰り上げるとするかどっちかなんですけど。これは各課の責任なんですか。

岩瀬勝二 教育次長兼
教育総務部長

すみません、大変失礼いたしました。ちょっとリーガルチェックが不十分だったようですので、改めて改正文につきましては公布の段階で修正をかけさせていただきまして、リーガルチェックを行ったうえで出したいというふうに、そういった取扱いをお願いできればと思います。よろしくお願いたします。

遠藤洋路 教育長

はい。内容的にはこのとおりですから、かつこの繰り上げとかその部分については、修正のうえ公布という扱いでご承認いただけるとありがたいと思いますが。

議第27号 熊本市立幼稚園において特定教育・保育を受けた場合の利用者負担額を定める規則の一部改正について、かつこの繰り上げの部分については修正の後公布ということでご承認いただきたいですが、よろしいでしょうか。

では、ご承認いただきましたので、このように決定したいと思います。

〔採決〕 【承認された】

日程第4 協議

・協議(1) 教育ICTを活用した不登校支援について

《川上敬士 総合支援課長 提出理由説明》

西山忠男 委員

大変素晴らしい取組で、ぜひ成功させていただきたいと思っております。いくつかお尋ねしたい点がござります。まず、小学校と

	中学校、本荘小と芳野中で、対象とする生徒数は大体どれぐらいでございましょうか。
川上敬士 総合支援課長	支援校の対象になる子どもの数ということですか。
西山忠男 委員	そうです。
川上敬士 総合支援課長	現在それがまだ見込みができておりません。
西山忠男 委員	大ざっぱでいいんです。10名程度の話ですか、それよりも少ない、それよりも多い。
川上敬士 総合支援課長	10名以上はやはり参加してもらいたいというふうには考えているところです。あまり多くなりますと今度はまだ教員等が十分に整えておりませんので、モデル校としては10名から20名程度ぐらいは考えているところです。
西山忠男 委員	分かりました。それで、モデル校で実施したとして、全校に波及するのにどれぐらいのタイムスケジュールをお考えでしょうか。
川上敬士 総合支援課長	需要と供給がありますので、モデル校の実績あたり、それから今不登校の子どもたちと保護者にも、不登校に関するアンケートを実施しております、その中に熊本市でこういう通える学校というか、オンラインで学べる学校があった場合に、子どもたちには通いたいですか、保護者の方には通わせたいですかというアンケートを今取っております。まだ保護者の方が100名程度、子どもたちのほうが60名程度しか集まっておりませんが、それも基礎資料にしながら、今後何年かけて熊本市内にこういったものを広げていくかというのは検討させていただきたいと思います。
西山忠男 委員	ちょっと今の話でよく分からなかったんですけども、不登校生に対するオンライン教育を実施する学校をいくつか置くという意味ですか、それとも全学校にこういう取組を波及させるということなんですか、どちらなんですか。
川上敬士 総合支援課長	申し訳ございませんでした。全校に波及というよりも、各区

	<p>に例えばこういう学校を、小中学校を設けていくというようなかたちで考えております。</p>
西山忠男 委員	<p>分かりました。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
泉薫子 委員	<p>大変ありがたい取組だと思っております。こういったオンライン教育ができるというのはありがたいことなんですけれども、やはりそういうことに特化した学校が各区に1つぐらいというかたちになると思うんですけれども、その場合のやはり1つは、生徒の情報をどのぐらい共有するかというか、いろんな学校の不登校の子がそのオンライン学校とある程度繋がってきてというかたいのイメージでいいのかなと思うんですけれども。まずかたちのイメージがどうなのかということとをちょっと教えていただきたいということと。</p> <p>それと、もしこういう学習ができるのであれば、オンラインを利用することで非常に教育自体が広がると思うんですね。ですので、これから先なんですけれども、学年をまたいだ教育だったり、要するに学年ごとの教育カリキュラムをつくらなくても、いくつかの学年を一緒にするというような多様な授業をしたり、いろんな幅が考えられると思うので、そういったいろんな教育の広がりを見せていただけたらなと思います。</p>
川上敬士 総合支援課長	<p>まず、子どもに関する情報の共有あたりは、今年度は4月に校務支援という子どもたちの出席簿とか通知表とか要録とかそういったものをつくるシステムの中に、引継ぎ入力というメニューがありまして、ここに不登校の子どもたちの情報を入れてもらったりとか、いじめに関する情報を入れてもらうようなことを4月から始めたいというふうに考えております。例えば7月ぐらいから運用開始になりますので、それまでにその中に情報をとにかく入れ込んでおいてもらって、それを中学生だったら芳野中学校に、情報が漏洩しないようなかたちできちんと繋いでいくということは必要になります。ここに参加する子どもたちを受け入れるうえで、一旦やはり教育委員会のほうが入口になりますので、学校から必要な情報をペーパーにまとめてもらうとか、そういった取組を今後研究しながら、どうやったらスムーズな受入れができるのかというのをモデル校で取り組ん</p>

	<p>でいければと思っています。</p> <p>あと、学年をまたいだカリキュラムというか指導ですけども、私はこれがとても重要だと思っています。なぜかという、不登校であった子どもというのは、学びがやはり遅れていますので、必ずしも同学年でなくて、1つ学年を下げた学年から学び残しとか学んでいないことをやっていく、それをこのモデル校の中でどのようにやっていくかということも1つ大きな研究の柱にさせていただきたいと思っております。</p>
遠藤洋路 教育長	泉委員、よろしいですか。
泉薫子 委員	はい。
遠藤洋路 教育長	これイメージとしては、元々の学校に在籍したままの場合と、この不登校支援校に転校する場合ということがありますよね。転校した場合は、もう完全にそっちの学校の児童生徒になるわけですから、情報はそっちの学校にもう全部引き継ぐしかない。転校しない場合は、情報を共有するということになるわけですよね。分かりました。
出川聖尚子 委員	この今回のモデル校の仕組が、今お話聞いただけではちょっと分からなかったのを教えていただきたいんですが。本荘小学校と芳野中学校の不登校のお子さんに対して今回モデル学校としてされるということなんですか。
川上敬士 総合支援課長	芳野中と本荘小学校の不登校の子どもではなくて、熊本市内の小中学生、3年生以上から中学3年生までの子が、本荘小学校と芳野中学校で学ぶということになります。だから、例えば自然の豊富な芳野中学校に行きたいという子どもがいれば、転校手続を取って、ただ不登校の子どもですので、まずはオンラインで繋がって、例えば芳野がいいということであれば、スクーリングも芳野に行ってできますし、そこまで行けないという子は、交通局の横にあります適応指導教室に行ってスクーリングをすることができます。選択肢もいくつかつくっていくようなかたちで行います。
出川聖尚子 委員	私が思っていたのは、別室登校で学校に行くことができないお子さんがおうちで別室登校のようなものをタブレットでやる

	<p>と聞いていたのでお聞きしなかったのですが。6ページ目にあるのが、本荘小学校と芳野中学校の児童生徒が学級、学校以外の児童とも交流し、学習できるというのがありますが、不登校のお子さんがたくさん参加されるということですね。そこが分かっておりませんでしたのでそこが質問でした。ありがとうございました。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>各区に1つぐらいできればいいでしょうけれどもね。芳野中だけだとスクーリングは結構芳野まで行くのは大変だと思いますので。これは、この適応指導教室ということも書いてありますけれども、何かどっちかにということになるんですかね。</p>
川上敬士 総合支援課長	<p>やはりどちらかでやる、若しくはどうしても行けない子は原籍校である自分の所属している学校でもいいのかなと思います。やはりあまり拘束してしまうのではなくて、不登校の子どもたちが選べるような選択肢をこの取組の中でも多様に入れたいなというふうには考えております。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>分かりました。 私からの質問ですが、2週間に1回スクーリングをする意味とか意義とか、目的は何でしょうか。</p>
川上敬士 総合支援課長	<p>やはりオンラインが中心になりますので、実際対面で先生方とか、もしかすると家にずっといる子がやはり多いですので、2週間に1回程度自宅から違う場所に出て行って、そして対面でいろんな学習に関する話だったり、日常的な話をしたりすることが不登校の子どもの社会的自立に少しでも繋がっていくということで、スクーリングというものを敢えて入れております。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>2週間に1回ぐらいはスクーリングをした方がいいということはよく分かるんですけど、それをしないといけないということがハードルになってこの子のオンラインの不登校支援により参加できない、スクーリングが嫌なのだという子どもがいたらどうするというふうに考えられるんですか。</p>
川上敬士 総合支援課長	<p>スクーリングができない子どもについては、ちょっと検討はしたいと思うんですけども、プログラムの中に教育相談というのを設けていますので、そこをスクーリングに変えていけな</p>

	<p>いかなど、その辺をモデル校で確認しながら、本格実施につなげていければというふうに考えております。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>せっかくこういうオンラインの教育課程ができたけど、2週間に1回スクリーニングをしなきゃいけないんだったら参加できないなというんだったらもったいないなと思って、そういう子にも何かできることをしてもらいたいなど。</p> <p>他には。</p>
西山忠男 委員	<p>不登校生徒の保護者にとってみると、やはり担任が頼りなんですよね。それで、例えば現在の学校から不登校支援校に移るとして、新たな担任ができるわけですよね。そうするとやはり、保護者としては先生にやっぱり直接会っていろいろご相談したいと思うかと思うんですけれども、そういう機会は設けられる予定なんですか。</p>
川上敬士 総合支援課長	<p>スクーリングで、例えば芳野中学校に子ども一人行くというのは非常に難しいと思いますので、保護者が一緒に行かれたりされる中で、転校した場合、担任と保護者がそのスクーリングの場で情報交換をするとか。日常的には子どもが使っているタブレットを使って保護者と先生がやり取りすることも可能ですので、そういった機会をなるべく増やしていくというのはとても大事な事かなというふうに考えております。</p>
泉薫子 委員	<p>もう一度繰り返しになると思うんですけれども、先ほど教育長がおっしゃったように、不登校の子は、最初は学校関係のものを見るのもつらいという状況から始まりますので、スクーリングはだんだんやってるうちにそれができたらいいねという目標ぐらいにしていたほうがいいのかと思います。</p>
川上敬士 総合支援課長	<p>スクーリングしないとだめということは、不登校の子にとってはやっぱりハードルが高くなるので、低いものから徐々に上げていくような丁寧な対応を考えていきたいと思います。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>よろしく申し上げます。この書き方だと、2週間に1回参加するというのが必須とみたいに見えますから、そうならないようにすると思います。</p>

小屋松徹彦 委員	もう1つイメージがはっきり分からないのでお伺いするんですけども。今回の教育ICTを活用した不登校の児童生徒支援は分かりますが、適応指導教室、今現在あるところですけども、こちらに登校できない子が行くんですけど、この新しくできる制度との違いは、カリキュラムがあるかないかでしょうか。それとも適応指導教室についてICTが付くというのはないのでしょうか。
川上敬士 総合支援課長	<p>元々、適応指導教室は学校復帰を目的としている施設でありまして、学校には行けないけれども、それ以外の場所であれば行ける子どもがこの適応指導教室とか民間のフリースクールに通っています。ただ、この数というのが100は超えていません。小学校で今フリースクールに行ってる子が83名ぐらいで、中学校が66名ぐらい。適応指導教室で20名程度ですので、大半の子どもたちというのは、やはり家庭で生活している子どもたち、この子どもたちに対しての学習機会の場としては、やはりオンラインを活用したかたちのほうがとても効果が見られるのではないかと考えています。</p> <p>決してこのオンラインをどんどん進めていくわけではなくて、いろんな選択肢の1つとして、家からなかなか出られない子ども、学校に対して非常に抵抗感が強い子どもをオンライン授業というもので学力をまず身につけさせようというのが大きな違いになります。</p>
小屋松徹彦 委員	では、学校には行けないけれども、適応指導教室には行けるといいう子が今ここを利用しているということですか。
川上敬士 総合支援課長	そうです。
遠藤洋路 教育長	今の適応指導教室は、そういうことですね。
小屋松徹彦 委員	ここにもやっぱりカリキュラムがあるんですか。
川上敬士 総合支援課長	ここは、基本的には学校に近いようなカリキュラムを組んで行っておりますので、学習の時間、活動の時間、野外体験、この間は美里町の石段上りとか、行事的なものも組み込んでカリキュラムをつくっております。

遠藤洋路 教育長	今の小屋松委員のご質問ですけれども、最後のページは、これは適応指導教室ですよ。その前まではオンラインの不登校支援の話ですよ。だから、不登校の子にとって、オンライン本荘小学校に行くのと、オンライン適応指導教室に行くのと、何が違うかというご質問だと思いますが、何がどう違うんでしょうか。
川上敬士 総合支援課長	通ってでも行ける子どももやっぱりいると思います。そういう子は適応指導教室とかフリースクールを選択すると思うんですが、通えないとか、非常に学校というものに抵抗がある子どもがオンラインを選択してくれればいいのかなと思います。
遠藤洋路 教育長	最後の適応指導教室は、オンラインが原則じゃなくて、適応指導教室に実際通う子どもにもオンラインでサポートするという、そういう意味ですか。
川上敬士 総合支援課長	最終ページのものは、これまではフレンドリーに通っていた子の中で、週に1回とか2回しか来られないような子どもたちがいて、休んだら結局支援ができなかったというところがありました。適応指導教室にも通ってるんだけど、来られなかった日はオンラインを使って支援をしていくというのが最後のページの説明であります。すみません、分かりにくかったと思いますけれども。
遠藤洋路 教育長	小屋松委員、よろしいですか。 では、他に、よろしいですか。 では、他にご発言がなければ、本件は以上といたします。

日程第5 報告

・報告（1）金峰山少年自然の家の再建に伴う新自然の家整備基本計画（素案）について

《水町美延 青少年教育課長 青少年教育課長 報告》

小屋松徹彦 委員	2点お伺いしたいと思います。まず一点は、今の説明いただいた事業手法の検討のところ、2つの方式がありますけれども、ここのVFMの9.2%、12%と書いてありますが、これは、要は削減した金額がその負担が増えた割合ということで
----------	--

<p>水町美延 青少年教育課長</p>	<p>すかね。これ単純にいけば割合が低いほうが、パーセンテージが低いほうが良いという判断なんですか。</p>
<p>小屋松徹彦 委員</p>	<p>9. 2%とか12%というのは削減できた割合となりますので、数値が大きいほうが、削減効果が高いというふうに見ただけであればと思います。</p>
<p>水町美延 青少年教育課長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>もう一点は、この方式の違いというか、最終的には民間事業者が運営等を行っていきたくらいだと思いますけれども、その前の段階でどう違うんですか。</p>
<p>水町美延 青少年教育課長</p>	<p>詳しい事業手法の解説につきましては、別冊の35ページと36ページで、図解で説明を記載しております。概要を申し上げますと、BTOとPFIの違いについて、1つは財政負担を誰がするかという点でございます。BTOにつきましては、市が一括で工事費や設計の分を業者さんに支払うこととなります。そして、その後の維持管理の運営業者に市が直接支払うというような方法となります。一方、PFIにつきましては、設計、建設、それから維持管理、運営全体についてSPCという特別目的会社をまずつくっていただいて、そして資金についても、そのSPCが直接金融機関から調達していただいて、建設から運営まで長いスパンでやっていただくというような手法になります財政面につきましても、市は金融機関ではなくSPCに長期にわたって同じ金額で支払っていくというようなイメージとなります。</p>
<p>小屋松徹彦 委員</p>	<p>では、最終的にこの自然の家の所有権はどちらになるんですか。</p>
<p>水町美延 青少年教育課長</p>	<p>いろいろな手法があるようではありますが、建設が終わった時点で所有権を市が持って運営をしていくというのが一般的なやり方というふうになっています。</p>
<p>小屋松徹彦 委員</p>	<p>ということは、PFI方式のほうが一般的。</p>
<p>水町美延 青少年教育課長</p>	<p>BTO方式におきましては、所有権については今ご説明したように、同じもので、建設をした後は市が所有権を持って運営</p>

小屋松徹彦 委員

をお願いするというようなかたちになります。所有権についてはどちらも同じでございます。

大体分かりました。今の質問はそれで終わりますが、もう1ついいでしょうか。もう一点は、自然の家は、元々は少年自然の家でしたけれども、今回のこの計画を見ると、非常に魅力的で、私たちも事業の研修なんかに使いたいと思うぐらいの設備になっているので、非常に希望者が殺到するんじゃないかなという気がするわけですね。そういうときに、肝心な、元々の少年の家だった、少年たちが弾かれてしまうということが危惧されるので、そうではなくて、やはりここは基本的には教育施設だという、子どもたちの、そういった部分はしっかり事業主体が民間に変わっても受け継いでもらえるような、そういうことは行政からお伝えしておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

水町美延 青少年教育課長

小屋松委員おっしゃっていただいたとおり、まずは学校教育を実施する施設であるのをまず主軸に置いて、そしてそれが空いてる時間を他の方々にご利用いただくというようなことで運営していきたいと考えております。

遠藤洋路 教育長

いかがですか。

西山忠男 委員

私も小屋松委員と全く同じ心配をしていたんですけども、この少年自然の家の性格なんですよ。教育施設なのか、それとも観光施設なのかという、その性格が今回のプランでは少し曖昧になっている気がするので、そこがちょっと心配なんです。市民や観光客に開放するとなると、問題が出てくるのは、やはりアルコールの問題なんです。少年自然の家とか青年の家ではアルコールは基本的にはなしということでやっています。それゆえに一般の団体客はここに泊まらないという、自然にそうなるわけですね。ですが、そのところ考え方を変わると、観光客呼び込むためにアルコールもOKにしないといけないだろうなというふうに思うので、経営の理念をあまりぶれさせないわけにもいかないんじゃないかという気がして。そこはどうするのかというのがちょっとよく見えなかったんですけども、いかがでしょうか。

水町美延 青少年教育
課長

基本方針のところで、一番上に、学校教育活動を支援するとともに、というふうに述べて、そこでまずは学校教育が一番の柱ですという気持ちで書き込めたつもりではおりますけれども、「とともに」というふうに、市民や観光客等が気軽にというふうに続けておりますので、少しその辺の教育という面が曖昧になっているのではないかなというご心配を与えてしまったのかなというふうに感じております。ただ、方針としましては、まずは学校教育が一番というふうに考えておきまして、それまでの運営の中では、子どもたちが使う月と使わない月というのがある程度すみ分けができておきまして、子どもたちが使う月は5月から7月、それから8月を除いて9月から2月というふうにある程度月で分かれていますので、その他の子どもたちが使わない3月から5月、それから8月、この期間を一般の方に開放して楽しんでいただく施設というふうに目指していきたいなという考えでおります。

西山忠男 委員

分かりました。少年のためとはっきりしていれば問題ないと思います。

もう一点、細かいことですが、私が天体観測できるようにしたらいいんじゃないかというふうに言ったことが取り入れられていて、星空観測テラスというのが計画されていて、ありがたいと思いますけれども。天体望遠鏡の設置は考えてあるのでしょうか。

水町美延 青少年教育
課長

ご提案いただいた星空テラス、綺麗な星空を見ていただければなというふうに思っています。一応ここはイメージでありまして、今後現実的にできるのかとか、その辺のところも踏まえて、また新たな提案などで整理をしていきたいと思っております。その中で検討していきたいと思っております。

西山忠男 委員

分かりました。

遠藤洋路 教育長

よろしいですか。

他にはどうでしょうか。

では、他になれば、本件は以上といたします。

- ・報告（2）令和4年度（2022年度）学校事務職の採用について

《岩崎高児 教職員課長 報告》

- ・報告（3）子どもたちの心のケアについて

《川上敬士 総合支援課長 報告》

泉薫子 委員

カウンセリングが必要な子どもさんを少しずつ見つけているということですが、ある一定のやはり数は残ってきません。そういうふう考えた場合、このカウンセリングだけでこれが解決していくのかという問題があると思うんですけども。一般的な気持ちを聞く共感的なカウンセリングというものから一歩踏み出した、レジリエンス教育、そういう抵抗力をつけるような教育とかそういった何かもう一歩踏み込んだものとか、今後ですけれども、必要になってくるのではないかなというふうには私を感じております。これは感想です。

川上敬士 総合支援課長

確かにカウンセリングだけで、例えば地震に対する恐怖心が和らげられても、どうしてもそれがずっと残ってしまうということはありません。4月に5年を迎えますけれども、それから東北で大きな地震が続いたようですが、そういったことが定期的に起こると不安定になるとか、夜寝付けないとか。やはり地震によって心に傷を負った子どもたちをどう治療していくか、カウンセリングよりもさらに突っ込んだものをやっていくというのは、今後検討が必要かなというふうには思っております。

遠藤洋路 教育長

子どもたちの心のケアについてというタイトルになってますが、中身はカウンセリングが必要な生徒の数ですね。カウンセリング以外の心のケアというのものもあるのかもしれない。どうなのでしょうね。どんな方法があるのでしょうか。

泉薫子 委員

今この場で思いついたものとしては、レジリエンス、抵抗力をつける心理教育というのがあって、自分の強みを子どもたちに、子どもたち自身が気づいていくという方法で心理教育をしていくというのが一番、今思いついたのでは適切かなというふ

西山忠男 委員

うにふと思ったんですけれども。

関連してですけれども、私も泉委員が言われること非常によく分かるんですよ。打たれ強い子をつくらなきゃいけないと思うんですよ。ずっと大学生を見てきましたけど、最近の大学生はものすごく打たれ弱い人が多くなってきている感じ。例えばゼミで発表させて、ここはだめだろう、ここは違うよと、こういう言い方をしただけでも落ち込んでしまって、大学に来なくなるというような学生が結構出てきているんです。いや、もうちょっと20年前と大分違うなど。ちょっときつい言葉で指導するともうだめなんですよ。優しく優しく指導しないといけなくなっているという。そこがものすごく変わってきている。だから、泉委員がおっしゃるレジリエントという打たれ強い子どもをつくるということも大事じゃないかなと思います。これは全国的な課題じゃないかなという気がしています。

遠藤洋路 教育長

これは打たれ弱くなっている原因というのは何か思い当たることはあるんですか。自然にはならないですよ、何が変わったからそうなっているということなんですよ。

泉薫子 委員

全体的に不安が強くなっている、みんな全体的に不安が。日本人はちょっと今心が弱い、いろんな自然災害次々にやっていくわけですから。大変不安の強い部族ということが言えるんじゃないかなと思うんですが。そういったことで不安な親が育てるということで、割と不安が強い子どもになるということとはございますし。いろんなそういった出来事、イベントに対する対処の仕方みたいなものを、基本的なそういう教育というのを教わらないことがあると思うんですけれども。

遠藤洋路 教育長

そういう打たれ強さがなくなっていくというのは、日本だけの現象なんですかね。それとも世界どの国も同じような傾向があるんですかね。

西山忠男 委員

私の個人的な感想では、やはり少子化というのは非常に大きいファクターであると思うんですよ。家庭内で、兄弟間で揉まれることがなくなっている。親もものすごく大切に子どもを育てるという、こういう状況の中で子どもがやっぱり打たれ弱くなっているということは1つあると思いますね。

	<p>それともう1つはやはり、日本という社会は同調すると非常に強い社会なので、人と異なった意見を堂々と言うということができない。だから、クラスの中でもちょっと目立つような発言をすると、みんなから何か嫌がらせではないけれども、あの子はというような目で見られるから言わないでおこうというようなそういう雰囲気があるんじゃないかと思うんですよね。それは結局自己主張できない子どもをつくってしまうし、結局それが何か言ったときに、パカンと言われるともうだめになってしまうというような、打たれ弱い子どもをつくってしまっているんじゃないかという気がしています。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>分かりました。ありがとうございます。カウンセリング以外の方法ということでも事務局のほうでも検討していただければいいかなと思います。</p> <p>では、他にございますか。</p>
出川聖尚子 委員	<p>1つ質問です。2ページ目にあるその他の要因によるものというものが、624人新規で書いていますけれども、どういったものが多いのか教えていただければと思います。どういった要因が理由によってカウンセリングが必要だと判断されたのかと教えていただければと思います。</p>
川上敬士 総合支援課長	<p>この調査方法が「心と体の振り返りシート」というのを子どもたちに配ってチェックをさせて、チェック項目が多かった子どもたちが1つフィルターにかかり、その後、教育相談を担当がやるわけですが、地震については、個人票をつけて、地震との関係も調べています。コロナに関しては、面談の中でちょっとコロナが怖くてというようなものが挙がってくるんですけど、結局不安要素を子どもが挙げているんだけれども、地震にもコロナにも当てはまらない子がここに挙がってきますので、要因というのは分けてカウントしておりません。ただ、全体数というのは今後把握していかないといけませんので、その他の要因がどういうものかというのは調査をかけておりません。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>地震とコロナとその他というふうにやっているから、その他の内訳は分からないということですかね。</p>
出川聖尚子 委員	<p>面談をされるということでしたので、面談の中でチェックし</p>

<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>て、そこから把握されると、対応がしやすいのじゃないかなと思います。</p> <p>確かに、もう現状を見ると、その他が一番、数が多くなっているの、その他の分析というの必要かなと思います。</p> <p>他にいかがですか。よろしいですか。</p> <p>他になれば、本件は以上とします。</p>
<p>・報告（4）令和2年度（2020年度）熊本市学校給食調理等業務委託評価報告書について</p>	
<p>《中村順浩 健康教育課長 報告》</p>	
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>数字になって見やすくなったなと思いますけど。</p> <p>これ、7ページを見ると、衛生管理面に関する評価、施設・設備の衛生管理ということで、施設設備面と洗浄・配膳・配送作業面、A評価24名と書いてありますけれども、委員は何人いる。</p>
<p>中村順浩 健康教育課長</p>	<p>委員につきましては、こちらのほうの10名の委員になるんですけども、その中で複数施設を見られた結果から、こういった数になっています。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>項目によって人数が全然違うので。施設・設備は合わせて14人ですよね。洗浄・配膳・配送は全部で28名で、その下の衛生管理が14人。だから、28というのは倍になっているということですかね。全部で14人が評価したということでしょうか。</p>
<p>中村順浩 健康教育課長</p>	<p>複数施設を複数項目について見ていただいて、評価をいただいていること、また資料への記載の仕方からもこの数字になっているところがございます。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>つまり、1人が2施設見たら2名というカウントですね、そういうことですね。</p>

中村順浩 健康教育課長	そういうことです。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 他にありますか。よろしいですか。 他にないようでしたら、本件は以上といたします。
日程第6 自由討議	
・市立高校におけるICT機器を活用した教育について	
《本田裕紀 教育センター副所長 城野実 必由館高等学校校長 南弘一 千原台高等学校校長 説明》	
遠藤洋路 教育長	ありがとうございます。 Chromebookというのは、写真撮るのもWi-Fiに繋げてないと撮れないのでしょうか。
本田裕紀 教育センター副所長	写真については、オフラインで撮ることができます。ただ最終的にはクラウド等には上げないというところになるので、そこは運用を考えていくとして、実際写真を撮って再生することはできます。
遠藤洋路 教育長	撮るのはできる、保存するのができないということですか。
本田裕紀 教育センター副所長	端末本体に一時的に保存するというかたちになると思いますので、あとはそれをWi-Fiに繋がった状態でクラウド上に入れていくかと思います。
遠藤洋路 教育長	動画に撮ってそれを見るときは別にWi-Fiがなくでもできるとのことですね。分かりました。 では、ただ今から討議に入ります。今の事務局からの説明を受けまして、自由にご意見があればお願いいたします。
西山忠男 委員	ICT機器の導入によって非常に教育が効率化されるんじゃないかという気がします。生徒と教師との連絡も非常に密にできて、非常に有効じゃないかなと思うんですけども。これも私進めてくださいと申し上げた1人なんですけれども、それは

	<p>きっかけは、広聴会で千原台の先生から市立の小学校、中学校にはタブレットがあるのに、高校には全然ないのはどういうことかと怒られて、それで高校にもぜひという話をしたところなんですけど。問題は、実際のところ、先生方が活用する意欲と能力があるかということなんですけども。まず慣れない先生も多いと思いますが、その先生方に対する研修、教育というのはどういう予定なんでしょうか。</p>
本田裕紀 教育センター副所長	<p>来年度に入りまして、まずはすぐ4月5、6日でまずは導入の研修を行う予定にしております。また、来年はICT支援員を増員することを考えておりますので、高校のほうを手厚く回すという支援を考えておりますので、1週間に少なくとも1回ぐらいは高校のほうに直接行って先生方の支援に当たりたいというふうに考えているところでございます。</p>
西山忠男 委員	<p>よく分かりました。それで、実際の高校の先生方の反応はどうなんでしょうか。歓迎でしょうか、それともまた余計な仕事が増えたと思われるんでしょうか。</p>
城野実 必由館高等学校校長	<p>歓迎しております。今年もコロナ禍の中でどうやって生徒と繋がっていかうかというところで、もう本当に教育センターのほうに急いで動いてもらって、Google Classroomという、これを使うことによって今まで本人たちが今どういう状況にいるの確認ができたので、その後やっぱり休校期間中にそれぞれ遅れてスタートになると、いろんなところの先生たちが勉強されて、こういう授業の使い方ができるんだというのをやられていますので。</p> <p>1つ例を言うと、英語の授業で、今までだったらやっぱり授業内で全部調べる時間とかどうしても取らんといかんようなことがあったときでも、生徒が放課後残ってどこかでパワーポイントを作り直さんとできんような状態だったのが、実際は今家において、何時からその話の続きをするからということで、家庭の時間で本人たちのグループごとにパワーポイントというカスライドにしっかりここまで編集をお互いが家からやって、作ったものを次の授業のときに発表している。とかいうようなことで、もう率先的に先生たちも他の他都市の状況とかをYouTubeとかを見ながら勉強されている状況でそういう活用ができております。</p>

南弘一 千原台高等学校
校長

必由館高校と同じく、職員は概ねというか大多数の職員が歓迎しております。ご案内のとおり、今年度コロナウイルスによる休業がございまして、当初高校のほうは生徒たちのタブレットも全くございませんでしたので、どういったことでスタートしようかということではいろいろ教育センターからもご協力をいただきまして、15台を本校は借りまして、設備を持たない子どもたちに貸出しをして、遠隔授業ということをやりました。そのときにも、最初は心配しましたがけれども、研修をさせていただいたら、いわゆるベテランの先生方も非常に積極的に吸収していただいて、取り組んでいただきました。本校には経営情報コースというのもございますので、元々、商業の情報処理を専門とする教員もおりますので、そういった者たちが中心になって、職員同士の中でのミニリーダーのようなかたちになって広がっていくという経緯があります。

ただ、現在がこのタブレット、今日私持って来ていますけれども、高校の教員も今これを1人1台使わせていただいております。これがChromebookに変わるということで、Chromebookの使い方というか、それに対する不安があるので、研修もしていただきます。先日も業績評価の面談しているときに、50代の女性の先生でしたけれども、今Google Classroomを盛んに使っていて、非常に便利でとても良いんだけど、Chromebookに変わるということで、自分は慣れるのに時間がかかると不安だということで、研修とかしてもらえませんかということだったので、もうすぐセンターのほうで4月の丸一日を使って専門家に来てもらって、去年と同じような研修しますよといったら、安心しましたというようなお答えをいただきました。そういったことで積極的に使いたい、研修をしたいというニーズは職員の中にとっても入っているように感じています。

以上です。

西山忠男 委員

ありがとうございました。概ね歓迎ということで、安心いたしましたけれども、4月から実際に使っていて、1年間使っていて、生徒たちの反応とか、それから実際にどれぐらい教育の効果が上がったというようなことを来年のこの会議ぐらいで、ご報告いただければありがたいかなと思います。

<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>小学校、中学校でもICTを使ってきた子どもが高校に入学するようになって、歓迎かどうかにかかわらず、多分全くないということだと、生徒募集上、不利だと思うので、使っていかなきゃいけないだろうなとは思いますが。</p> <p>私からも一点、教員99台とか教員58台と書いてありますけれども、事務職員については、これは渡さないんですか。小中学校では事務職員にも渡している。持たせてほしい、分かっているほしいという要望が結構あって渡すようになっていると思いますけれども。</p>
<p>城野実 必由館高等学校 校長</p>	<p>事務職員にも渡しています。ただ、事務室にWi-Fiはないです。校長室にもWi-Fiはないです。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>ポケットWi-Fiで頑張ると。分かりました。</p> <p>学校の予算で付けられていますよね。いずれ今付いてない部分にも付けていければいいのかなというふうに思います。</p> <p>他にないですか。</p>
<p>出川聖尚子 委員</p>	<p>先ほど校長先生のお話の中で、ご家庭でもこの端末を使って生徒さんがやり取りをするというお話だったんですが、Wi-Fiモデルということですが、Wi-Fiの環境がないご家庭のお子さんはあまりいらっしゃらないのでしょうか。その点をお聞きしたいのと、もしもない場合は、例えば学校の教室を放課後開放しておくとかもできるのかなと思うんですが、そういった対応についてはいかがか教えていただきたいと思います。</p>
<p>城野実 必由館高等学校 校長</p>	<p>今回コロナ禍の中で、家庭にWi-Fi環境がないのが25%ぐらいありました。そういうふうな状況でしたので。ただ、本人のスマホとかそれで今はできた状態なんです。ポケットWi-Fiというものを今70台、両校で70台準備はさせていただいているんですけども、それがまだ運用するようなお金がどこにもないような状況です。運用の方法を今考えている状況です。今はまだスタート時点で持ち帰りまではできずにやるのかなというところではあります。</p>
<p>出川聖尚子 委員</p>	<p>利点をさらに拡大させていくためには、Wi-Fi整備が必要なのかと思います。さっき、体育とかでも利用するとご説明いただいたんですけども、そういう場合にも特別の教室にも、</p>

	<p>体育館にもWi-Fiがあるほうがいいと思うんですけども、そういうものは今後の課題なんですか。</p>
遠藤洋路 教育長	<p>そうですね、最初のWi-Fiの整備は国の補助金でやったんですけども、もともと文科省が言っていた大風呂敷は全く、実際に申請してみたら付かなくて、3分の1ぐらいしかつかなかったの、必要最低限しか整備できていないというような現状なんですけども。今後頑張って予算を取っていくことになるのかなと思います。</p>
出川聖尚子 委員	<p>分かりました。</p>
泉薫子 委員	<p>小中学生のタブレットの教育を始めて、うちの患者さんなんかの様子見ても、非常に小中学生自体が探究的な学習を始めている感じがして、非常に積極的に学ぶということができてきているなというように感じております。ですので、高校にこういう条件が整うと、非常に深い、また広がった、また国際的な活動というのが広がっていくだろうなというふうに期待します。</p> <p>その反面、ずっとやっぱりモラルとかそういった危険性とかを学習してきた子どもたちですから大丈夫だとは思いますが、そういった広がってくればそれだけ危険もあるということで、踏み込んだ教育が必要になるかなと思いますので、そのあたりを、専門の先生がおられるということなので安心だなとは思いますが、もっと詳しいいろんな情報を子どもたちに伝えていく必要があるかなと、危険性などについてですね、と思いました。</p>
本田裕紀 教育センター副所長	<p>教育のことについては、またこの後、高校から言ってもらえると思います。最低限のフィルタリングといますか、それはかけているところでございます。ただ、もちろんこちらの方針としてできるだけ子どもたちに制限なく使ってもらい、自分たちできちんとルールを決めて守っていくような力を育てていきたいというふうに思っていますので。もちろん小中学校からそのようなモラル教育については計画的にやっているところでございますが、なお継続して高校の方でもこれから進めていくところでございます。</p>

城野実 必由館高等学校 校長	<p>新入生が1年生のときに業者に来ていただきまして、情報モラル教育でスマートフォンの使い方とかそういう研修も4月に行っております。それ以外にも、うちの学校医の先生がその危険性とかそういうものについての講演も今年は2年生に対して行なった。各学年に応じてそういう研修も行っているし、うちの学校経営委員会の中で、生徒会活動の中で保健委員が、昨年度がスマートフォンとの付き合い方とか、そういうことでみんなの中で研修して行って、ルール決めとかそういうことをやっている状況であります。</p>
小屋松徹彦 委員	<p>高校は今からなので、1年後に先ほど西山委員も言いましたけれども、1年使った後の結果報告楽しみにしたいなと思っております。ただ、このタブレット（iPad）も、僕らは使ってますけれども、これカバンに入れて持ち歩くのも結構重いんですね。でも、これはさらに重いですね。だから、高校生は体が大きいとはいえ、これを毎日通学のために持って行くのは大変だなと思って、いよいよ置き勉とかも考えないといけないなと思ったりしましたけれども。それはさておき、この間大学入試に情報か何か科目として入ってくるみたいになりましたけれども、これを使いこなすのは避けて通れないということなので。</p> <p>あとは、いくらこれを習得するにしても、教育センターからの支援だけでは多分人数的に足りないかなと思うんですよね。そこら辺をもっと一般のこういうのに詳しい方を呼んでやるとか、そういったことを並行して考えていったほうがいいんじゃないかなと思います。そこら辺いかがなんでしょうかね。</p>
城野実 必由館高等学校 校長	<p>ICT支援員の方が今年も3回来ていただきまして、実際にカメラから搭載するとタブレットシートにそのまま映る、いろんな作業をしてもらって教えていただいています。それ以上に、今研修がオンライン上でできるようになった関係で、1か月に3～4回、それぞれの業者がこういうもののやり方とかいうものの研修が来ていて、今もう土日に家で先生たちが見て、それを学んだことをまた他の先生に紹介したりというような状況であります。今言われた一般の業者のほうというのはもう今も、今年オンラインになってからすごい量で研修の案内が来ているので、それで実際はオンライン研修を受けているというのが実情であります。</p>

<p>南弘一 千原台高等学校 校長</p>	<p>本校では、従前から民間企業のほうとの契約をさせていただいて、定期的に久留米のほうから民間の方にICT支援員として来ていただいて、月に2回ですかね、訪問日がありまして、その日にまとめていろいろ聞くことを聞くと。もちろん教育センターのICT支援員の皆さんもいらっしゃるんですけども、なかなか行政のこともいろいろ兼ねていらっしゃるんですけど、研修をしていただくのはこちらからしていただくんですけども、日常的なことのサポートは受けているという現状もございます。</p>
<p>小屋松徹彦 委員</p>	<p>高校生になってくると、これを使いこなすというか、これを使ってさらにしないといけないことというのがまた次にあるわけで、早くこれに馴染むというか、そういったことでスピード感を持ってやらないと、高校生の場合ですね、大変だなと思います。</p>
<p>西山忠男 委員</p>	<p>県内の県立高校でこういうふうに普及している高校はあるのでしょうか。</p>
<p>南弘一 千原台高等学校 校長</p>	<p>私たちが県内の公立高校との校長会議で知り得ている情報としては、まだ1人1台についてはこの4月から指定校含めて17校で一人1台制にするということで、おそらくまだ県内ではそれを定着している公立高校はないというふうに承知しております。ただ、私立につきましては、何校か指定選考でタブレットを導入している学校、それからChromebookを導入している学校があるというふうには聞いておるとい状況でございます。</p>
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>県立の中で1人1台にするみたいな報道があったような気がします。遅かれ早かれなるのかなという気がしますけれども。 これは当然、Chromebookを選んだ理由は何かあるんですか。ちょっと重いけど、敢えてこれを選んだわけですよね。</p>
<p>本田裕紀 教育センター 副所長</p>	<p>先ほどとちょっとダブりますけれども、高校の場合はどうしてもビジネスユースに近いといえますか、iPadよりもより実践的に近いような使い方ができるということで、Chrom</p>

	<p>e b o o kということと、もう1つは、そもそも今回オンラインで授業をやっていたときも、G o o g l eのクラウドサービスを使って個々のやり取りをやってましたので、そちらのほうが慣れているので、スムーズに行くのではないかとということ。それから、高校の場合、他の先行的な実践もC h r o m e b o o kを使っているというのが多うございますので、他都市の先行的な実践を生かす、そういうこともできるのではないかとということで、C h r o m e b o o kを選んだということでございます。</p>
遠藤洋路 教育長	つまり i P a dとかタブレットでできないことというのは何なんですか。
本田裕紀 教育センター副所長	ほぼ同じことができると思います。
南弘一 千原台高等学校校長	先ほども少し触れさせていただきましたが、本校の場合はタイピングが非常に検定等に向けて役立ちます。i P a dも個人で付ければ小さいものがつけられるんですけども、実際パソコンのタイプでタイピングのトレーニングといいますか練習ができるというところは、C h r o m e b o o kが有利であるというところでございます。
遠藤洋路 教育長	キーボードがちゃんとしている。
南弘一 千原台高等学校校長	はい、キーボードを使ってできると。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 他にはよろしいですか。 では、他にないようでしたら、本件は以上とします。
・退職挨拶	
遠藤洋路 教育長	ここで、本年度末でご退職を迎えられる塩津教育次長から、一言ご挨拶をいただきたいと思えます。塩津次長、よろしくお願ひします。

塩津昭弘 教育次長

委員の皆様方、長年にわたり大変お世話になりました。また、ご指導ありがとうございました。

今日のレジリエンスのご指摘もそうでしたけれども、委員の皆様への教育に関する見識、それから熱い熱意に触れて、いつも学ばせていただいております。38年の教員人生でございました。委員会には平成11年、教育企画課に入りまして、センター、それから教頭、校長としまして9年間、その後ここでの6年間ということで、都合22年間大変長くお世話になりました。

予測不能な社会であるというようなことをよく口にしておりましたが、実際熊本地震、それからコロナ禍というようなことで、現実そうだったなというふうに思いました。

そういう中、遠藤教育長の下で教育改革、特にスピーディーな教育改革、それからGIGAスクール、オンライン授業、また先ほども言葉出しましたが、Kumamoto Education Weekというような、いろんなことに参画させていただいて、非常に教師として幸せだったなというふうに思っています。

先日3月13、14日に震災10年ということで、福島のワークショップにオンラインで参加させていただいたんですけれども、その中で高校生、それから事務局から熊本市の取組について随分評価していただいて、ぜひ私たちと一緒にやっていただきたいというようなことの発言がありました。彼らがやるうとしてるのが、「きょうそうさんかくたんけんねっ」というんですけれども、平仮名でずっと書いてあるんですけれども。「きょうそう」というのは、共に奏でる、それから共に創る、一緒に創るというようなことですね。それから、「さんかく」というのは、いろんな人たちが参画するというようなことと、いろんな立場を超えてという参画。それから、たんけんというのが、先ほども出ました探究と研究のネットワークに参加していただきたいというような発言がありました。

その中で彼らがやりたいことでは、個人と社会と、それから地球のウェルビーイングの実現、それと対話を通したよりよい学校、社会、それと、子どもをはじめとした個人の尊厳を共に実現しようというような呼びかけでした。そんなことがこうしてできたらいいなと思っていますし、何らかのかたちで参画できたらいいなというようなことを今思っています。

最後になりますけれども、改めて皆様に感謝申し上げます。

令和3年（2021年）3月 教育委員会会議録【3月25日（木）】

<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>皆様の今後のますますのご健勝と、本市教育のますますの充実、発展をお祈りいたしまして、お礼の言葉とさせていただきます。長い間どうもありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。塩津教育次長におかれましては、地域教育情報ネットワークの構築に始まって、今日まで本市におけるICT教育をリードしていただきました。先ほどのお話にありましたようにKumamoto Education Weekで世界視野を広げた新たな展開もリードしていただいております。</p> <p>今後も本市の教育行政にお力をお貸しいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>では、塩津次長のご貢献に深く感謝を申し上げますとともに、益々のご活躍とご健勝を祈念したいと思います。本当にご苦労様でした。</p>
<p>塩津昭弘 教育次長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>〔閉会〕</p>	
<p>遠藤洋路 教育長</p>	<p>本日の日程は全て終了したので、令和3年3月の定例教育委員会会議を閉会いたします。</p>